

## 公益財団法人船橋市公園協会 役員等の報酬等及び費用に関する規程

(平成24年規程第8号)

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人船橋市公園協会（以下「当法人」という。）定款の第14条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員を併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員が受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。  
なお、報酬等は、当法人の役員としての職務遂行の対価に限られ、当法人の使用人として受け取る財産上の利益を含まない。
- (5) 費用とは、評議員会及び理事会への出席を除く職務の遂行に伴い発生する出張旅費、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。費用の区分については、別表第1に定める。

(報酬等の支給及び決定)

第3条 常勤役員には、職務執行の対価として、報酬を支給することができる。ただし、賞与及び退職手当は支給しない。

- 2 常勤役員の報酬は年額900万円以下とし、月額については船橋市の一般職員の給与を参考に理事長が別に定める。
- 3 非常勤役員及び評議員が、理事会又は評議員会に出席したときは、職務執行の対価として、別表第2に定める報酬を支給することができる。
- 4 監事の報酬は、前項に定めるもののほか、監査に係る職務執行の対価として、別表第3に定める報酬を支給することができる。
- 5 前4項に規定する報酬は、船橋市の職員を兼ねる常勤役員、非常勤役員及び評議員並びに当法人の職員を兼ねる非常勤役員には支給しない。

(通勤手当)

第4条 常勤役員には、通勤に要する経費として通勤手当を支給することができる。

- 2 前項の通勤手当の支給は、別に定める職員給与規程を準用する。

(費用)

第5条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、別表第1に基づ

きこれを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(準 用)

第6条 役員等の報酬等の支給に関し、この規程に定めのない事項(支給日、支給方法、源泉徴収及び社会保険料等)については、別に定める職員給与規程を準用する。

(公 表)

第7条 当法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条13号に定める報酬等の支給の基準とし、同法第20条第2項の定めに基づき公表するものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人船橋市公園協会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年8月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月9日から施行する。

附 則 (令和5年8月25日評議員会)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年2月27日評議員会)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (費用)

鉄 道 賃	船 賃	航空賃	車賃 (1kmごとき)	宿泊料 (1夜ごとき)
-------	-----	-----	----------------	----------------

その乗車に要する 運賃、急行料金及 び座席指定料金	運賃の等級区分が3階級ある 場合には中級の、2階級ある場 合には下級の、等級区分がな い場合にはその乗船に要する 運賃のほか、寝台料金及び座 席指定料金	実 費	37 円	15,000 円
---------------------------------	---	-----	------	----------

別表第2(報酬)

非 常 勤 役 員	一人一日	9,800 円
評 議 員	一人一日	9,800 円

別表第3(報酬)

監事 (公認会計士又は税理士)	一人一日	50,000 円
監事 (公認会計士又は税理士以外)	一人一日	25,000 円